

平成 21 年 4 月 13 日

各 位

東京都中央区勝どき 3 - 3 - 7 KN リバーシティ  
株式会社アイ・ビー・イーホールディングス  
代表取締役社長 秋元 耕士  
(コード番号：2347 東証マザーズ)  
問合わせ先：取締役経営企画部長 寺山 和行  
電話番号：03 - 5656 - 5517

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 21 年 3 月 24 日付『「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」に関するお知らせ』にて、すでに公表いたしましたとおり、当社が行なった過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金にかかわる金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号および第 4 号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受け、平成 21 年 4 月 10 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 33,930,000 円および、納付期限を平成 21 年 6 月 11 日とする旨の決定が別紙のとおりなされましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令を真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬよう、当社グループにおけるコンプライアンス意識の改革、コーポレートガバナンスの再構築を図り、再発防止に努めてまいります。

また、本件の重大性に鑑み、過年度の有価証券報告書等の虚偽記載に係る責任を有する旧経営陣に対しては、厳正な姿勢で臨むとともに、顧問弁護士とも協議の上、法的措置を検討してまいります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をお掛けすることとなりましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

以上

## 【別紙】

金融庁の決定内容は以下のとおりです。(金融庁 HP に記載の「株式会社アイ・ビー・イーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」より抜粋)

### 1. 決定の内容

納付すべき課徴金の額および納付期限

金 3,393 百万円                      平成 21 年 6 月 11 日 (木)

### 2. 事実および理由

#### (1) 課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 2 号および第 4 号に掲げる事実

被審人(株)アイ・ビー・イーホールディングスは、

有価証券報告書等について、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により、

イ 平成 18 年 6 月 30 日、連結純資産額が 894 百万円(百万円未満切捨て。以下、連結純資産額及び純資産額について同じ。)の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 40 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を、

ロ 平成 18 年 12 月 26 日、連結純資産額が 1,005 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 254 百万円の債務超過と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を、

ハ 平成 19 年 6 月 28 日、純資産額が 40 百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 95 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を、

ニ 平成 19 年 12 月 21 日、純資産額が 83 百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 22 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を

各々、関東財務局長に対して提出した。

被審人が行った上記の各行為は、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法(以下「旧法」という。)第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当すると認められる。

有価証券届出書について、

イ 平成 19 年 2 月 21 日、関東財務局長に対し、平成 18 年 3 月期有価証券報告書及び平成 18 年 9 月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 19 年 3 月 8 日、19,610 株の株券を 921,670,000 円で取得させ、

□ 平成 19 年 7 月 25 日、関東財務局長に対し、平成 19 年 3 月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 9 日、新株予約権付社債を 400,000,000 円で取得させた。

被審人が行った上記の各行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当すると認められる。

## (2) 課徴金の計算の基礎

旧法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

イ 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額  
(198,864 円) が

□ 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

旧法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、平成 18 年 9 月中間期半期報告書及び平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

イ 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額  
(88,430 円) が

□ 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となる。

ここで、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類等が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、次のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

旧法第 172 条の 2 第 2 項の規定により、平成 19 年 9 月期中間期半期報告に係る課徴金の額は、

イ 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額  
(123,157 円) が

□ 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円となる。

旧法第 172 条第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 19 年 2 月 21 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$921,670,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 18,433,400 \text{ 円}$$

について、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨てて、18,430,000 円

平成 19 年 7 月 25 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$400,000,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 8,000,000 \text{ 円}$$

となる。

以上より、課徴金の額は次のとおりである。

$$3,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円} + 2,000,000 \text{ 円}$$

$$+ 1,500,000 \text{ 円} + 18,430,000 \text{ 円} + 8,000,000 \text{ 円} = 33,930,000 \text{ 円}$$

< ご参考 >

・金融庁ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090410-3.html>